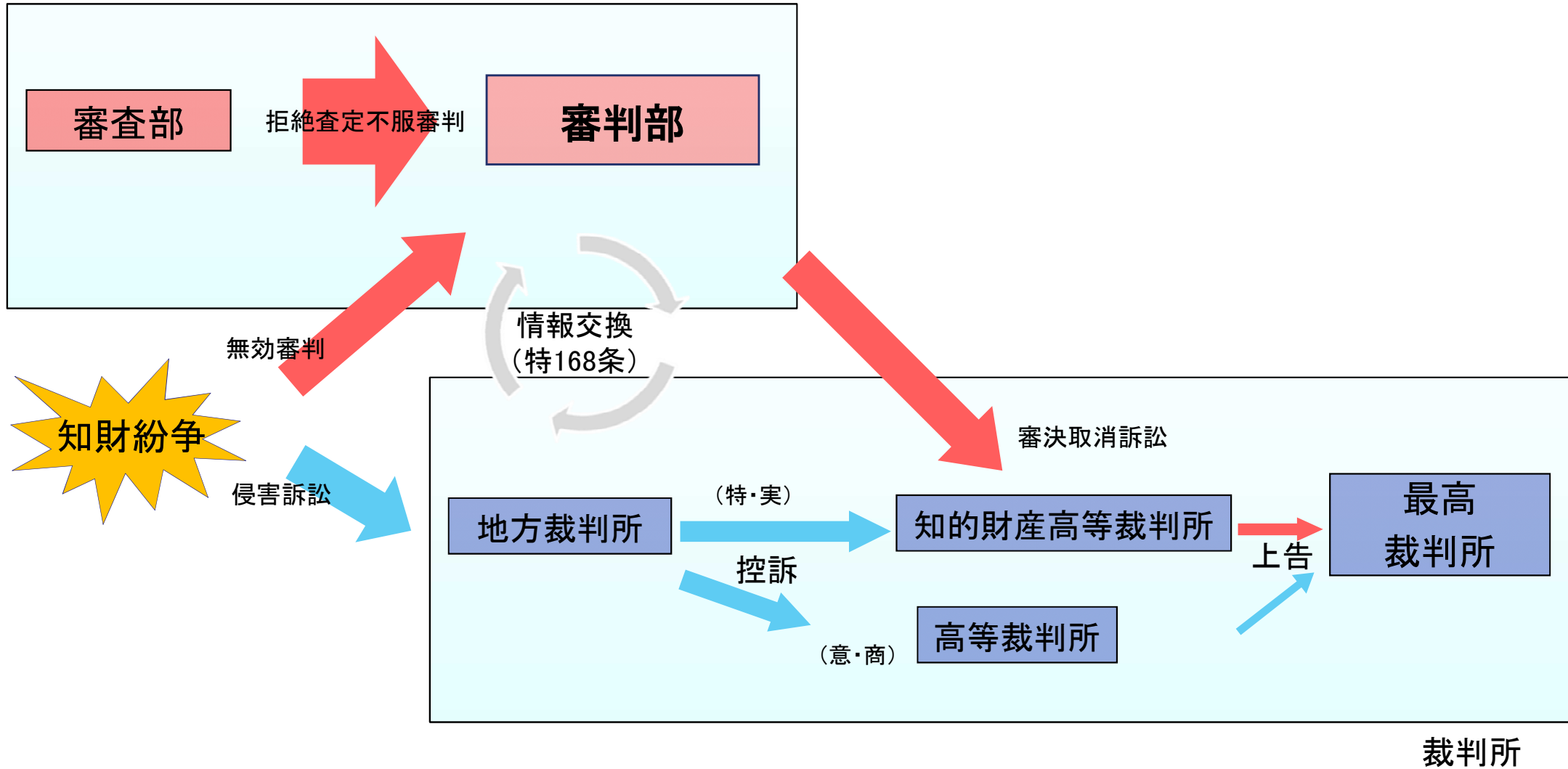


審判制度について

2 0 1 7 年 1 月
特 許 庁 審 判 部

知財紛争処理システムにおける審判の位置づけ

特許庁



特許設定登録

審判

無効審判請求

審判請求書

請求人

審判請求書副本

答弁指令

訂正請求

答弁書

合議体

口頭審理

審決の予告

無効審決

維持審決

知的財産高等裁判所

権利者
(被請求人)

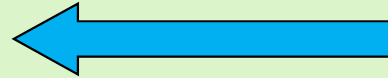
審決取消訴訟

特許庁



特許法168条（情報交換）

侵害訴訟の提起（第3項）



無効審判請求（第4項）



無効の抗弁（第5項）



訴訟記録の写しの求め（第6項）



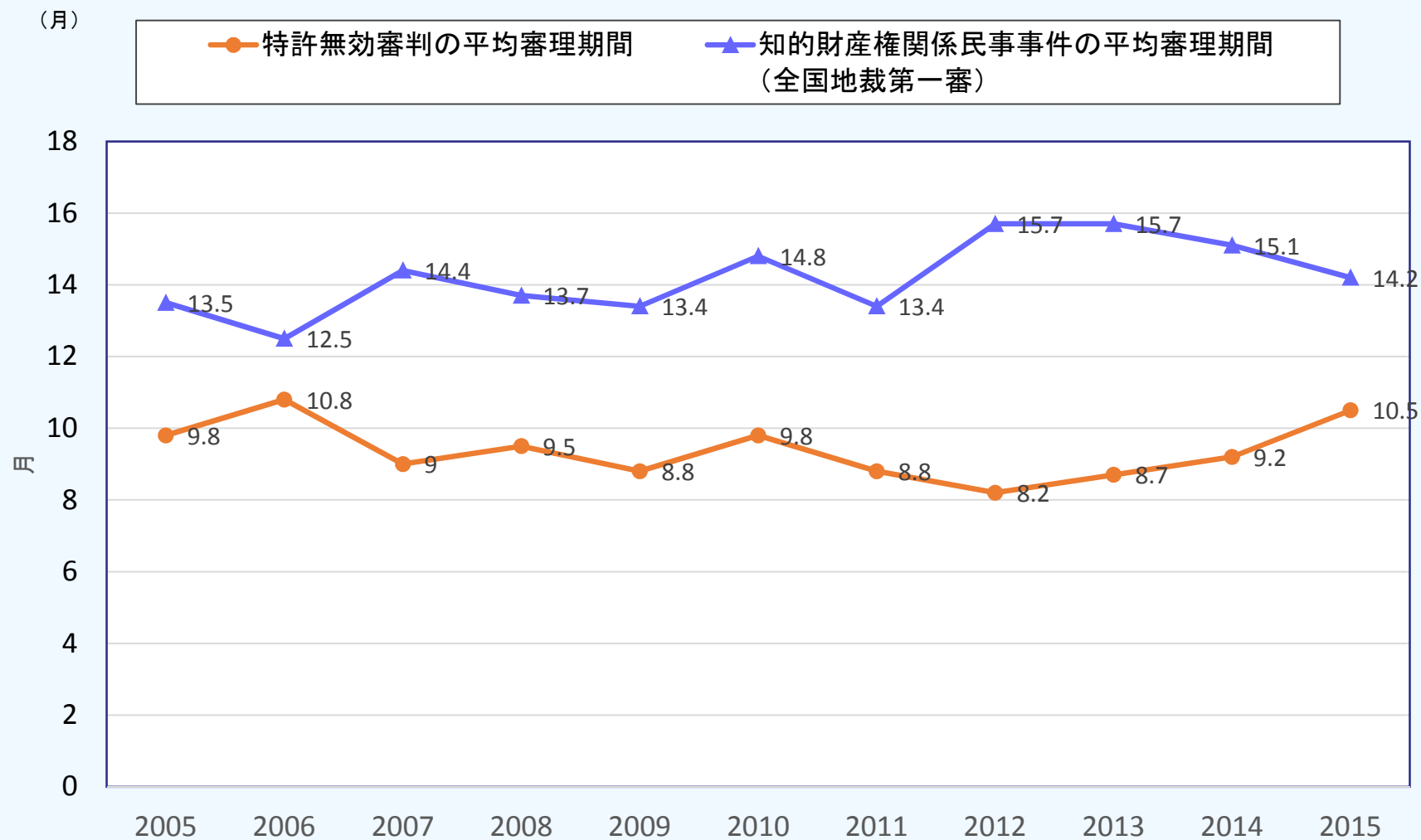
裁判所



侵害訴訟における無効の抗弁（特許法104条の3第1項）

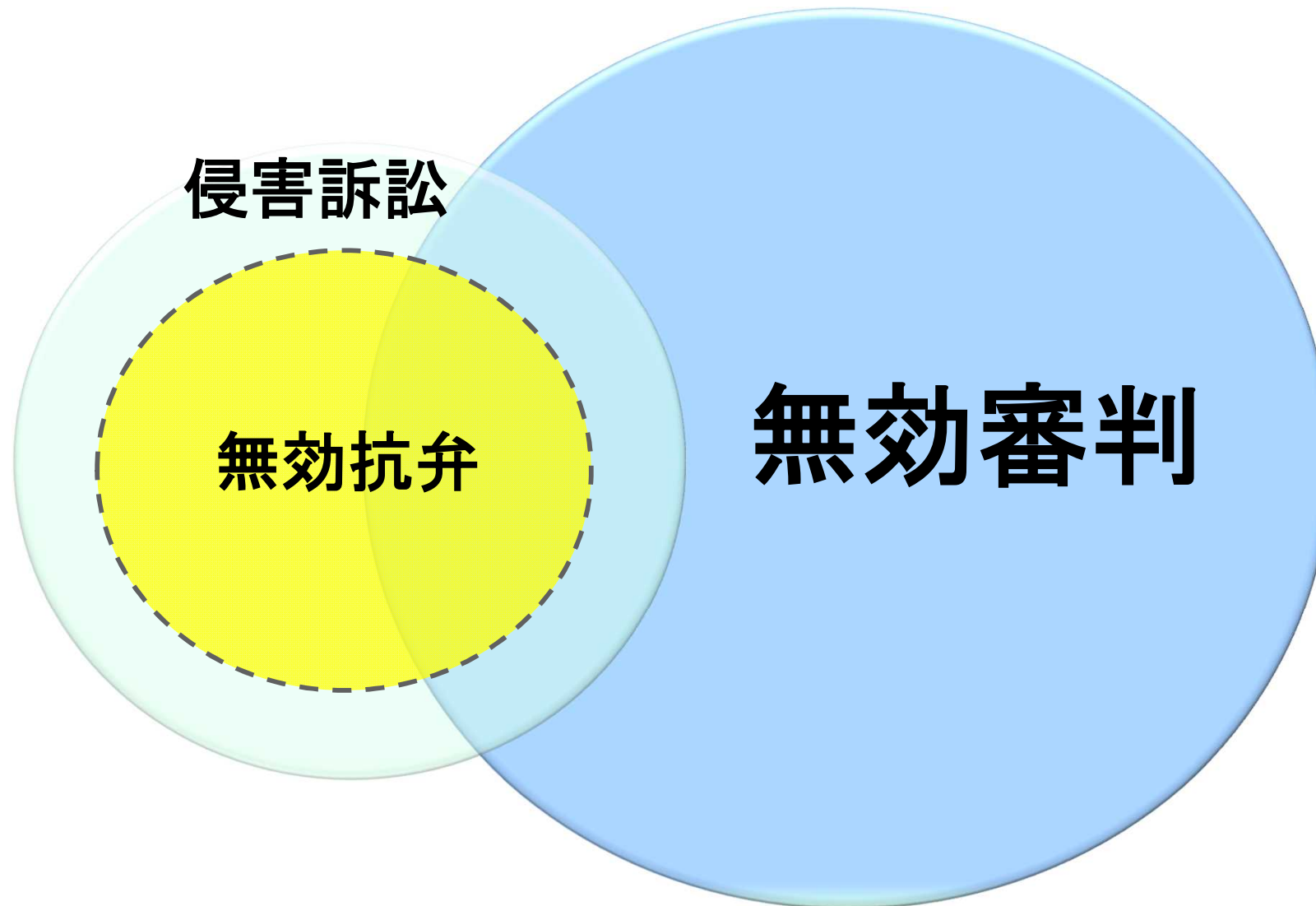
特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により又は当該特許権の存続期間の延長登録が延長登録無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない。

平均審理期間の推移

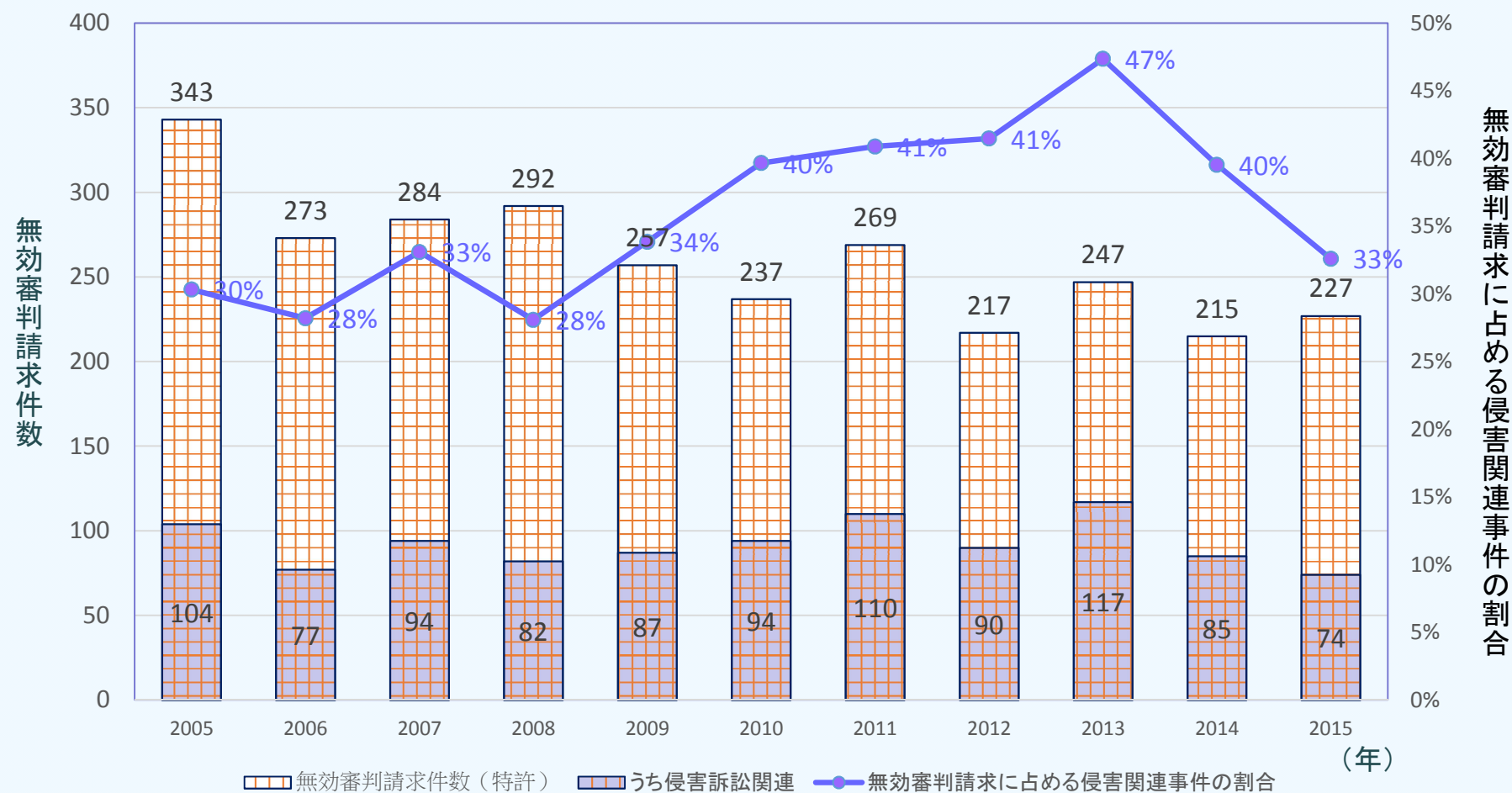
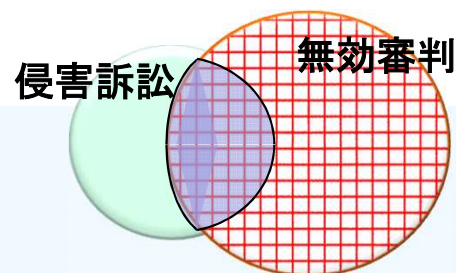


➤ 特許無効審判の平均審理期間は特許庁調べ

➤ 「知的財産権関係民事事件の平均審理期間」は、知財高裁ウェブサイトより (http://www.ip.courts.go.jp/documents/statistics/stat_03/index.html)



無効審判請求に占める侵害関連事件の割合

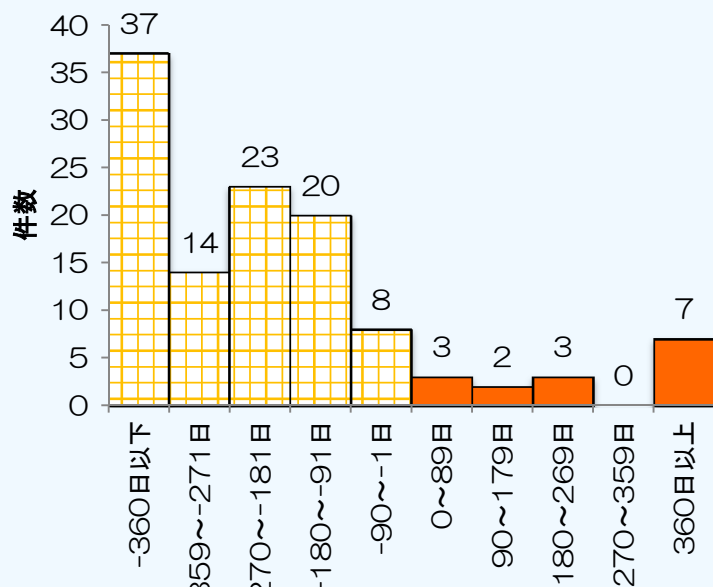


(無効審判請求に占める侵害関連事件の割合：侵害訴訟関連の特許無効審判請求／特許無効審判請求 (特許庁調べ))

特許無効審判請求日と侵害訴訟受理日の前後関係（ヒストグラム）

侵害訴訟
無効審判

2013年の無効審判請求について

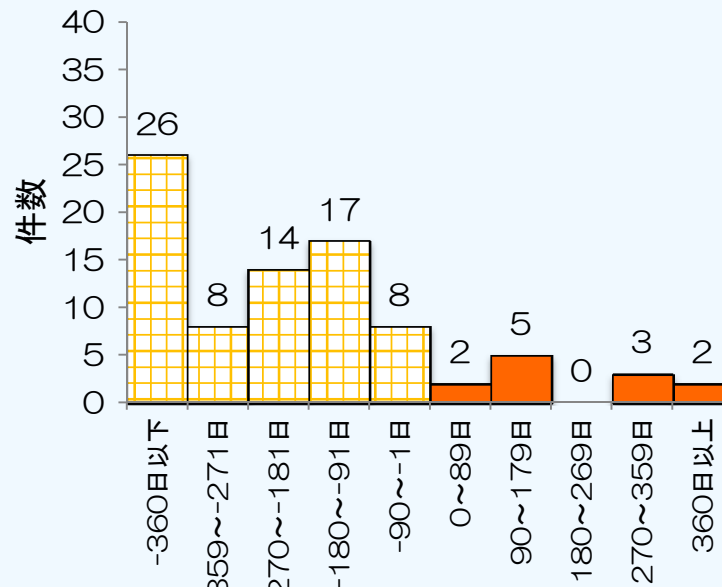


無効審判請求日から侵害訴訟受理日までの日数

侵害訴訟が先

侵害訴訟が後

2014年の無効審判請求について



無効審判請求日から侵害訴訟受理日までの日数

侵害訴訟が先

侵害訴訟が後

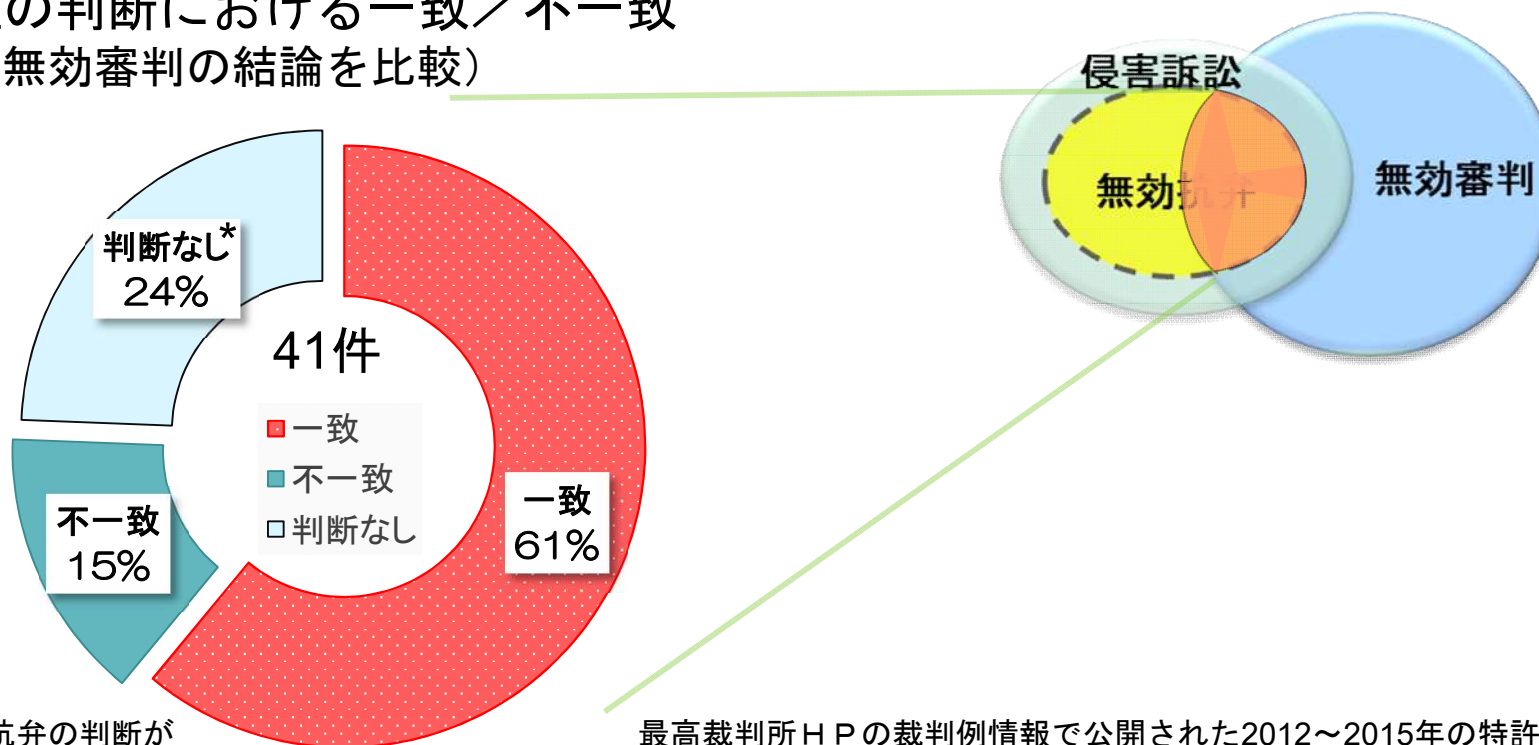
※一つの特許について無効審判や侵害訴訟事件が複数存在する場合は、それらの最も早いもののみをカウント
2013年及び2014年に請求された特許無効審判事件のうち、当該特許について侵害訴訟も提起されたものについて調査（特許庁調べ）

➤ 無効審判請求数と無効の抗弁がされた事件数との関係

審判請求年	2012	2013	2014	2015
無効審判請求件数	217	247	215	227
内侵害訴訟関連	90	117	85	74
内無効の抗弁がされた事件数	76	87	64	56

2012～2015年に請求された無効審判請求について調査（特許庁調べ）

➤ 特許有効性の判断における一致／不一致 （地裁判決と無効審判の結論を比較）



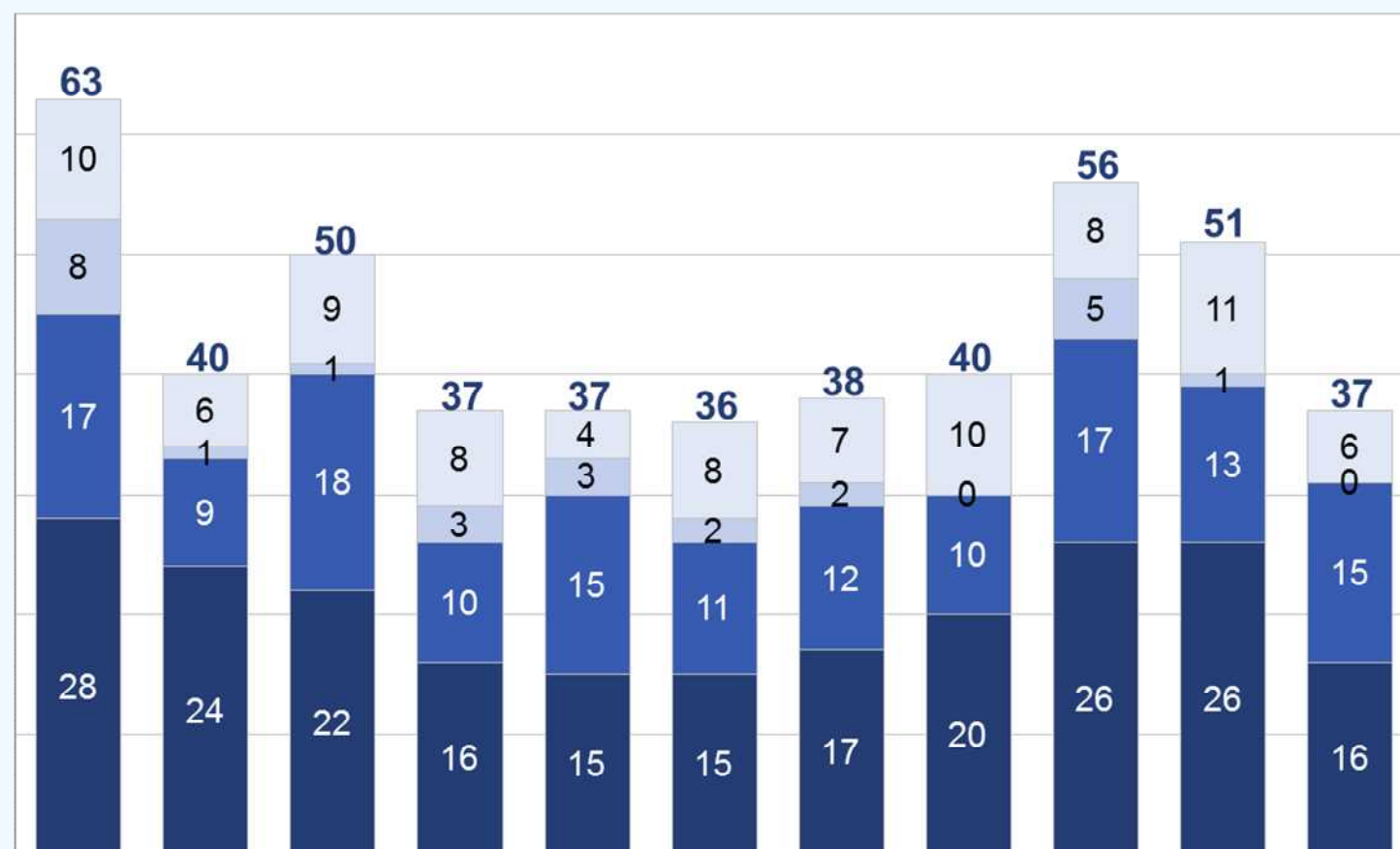
*地裁において、無効の抗弁の判断がなされなかったケース

最高裁判所HPの裁判例情報で公開された2012～2015年の特許侵害訴訟についてサンプル調査を実施（特許庁調べ）

侵害訴訟(地裁)における無効抗弁の主張と無効審判請求の状況

(件) 70

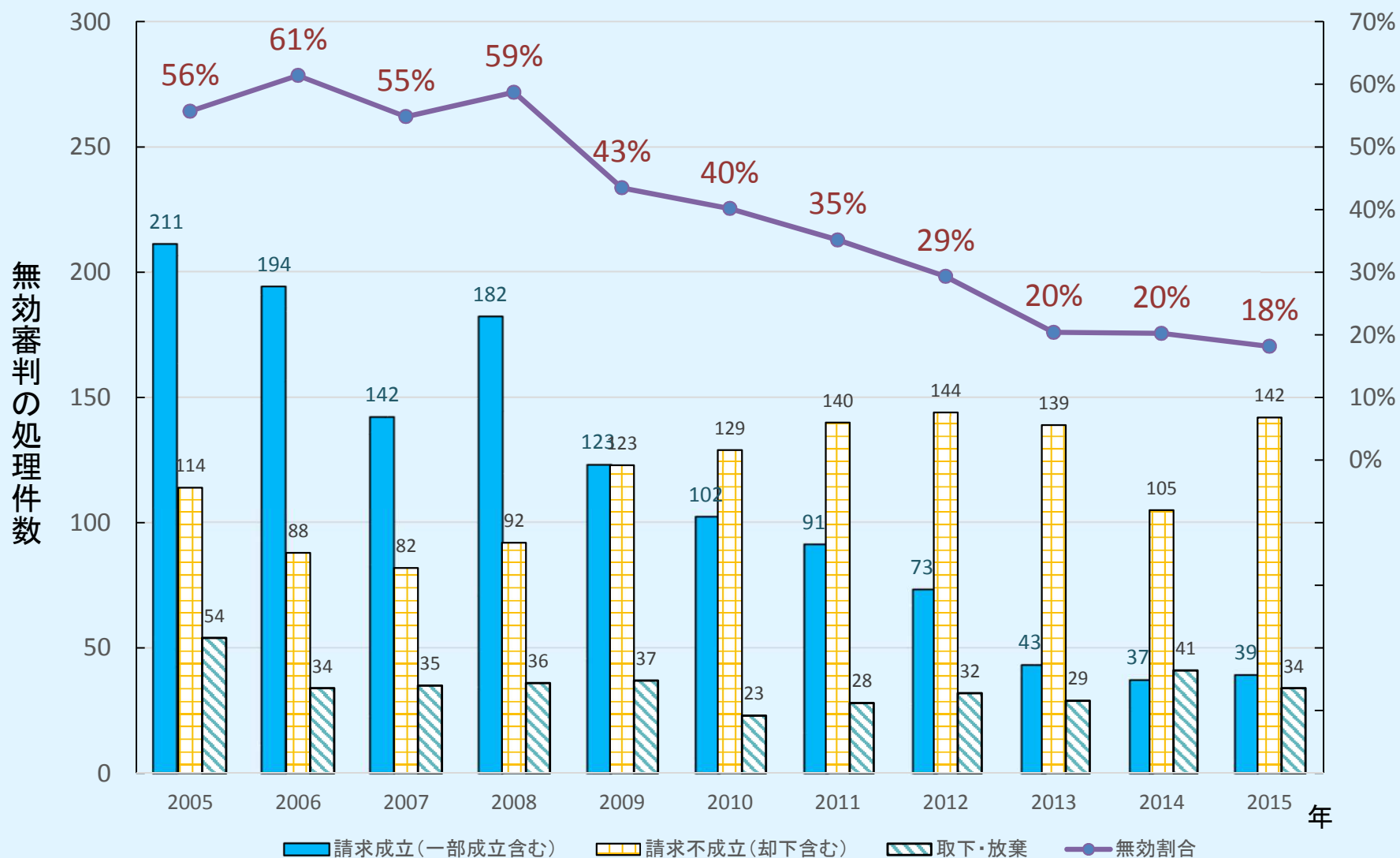
地裁侵害訴訟件数



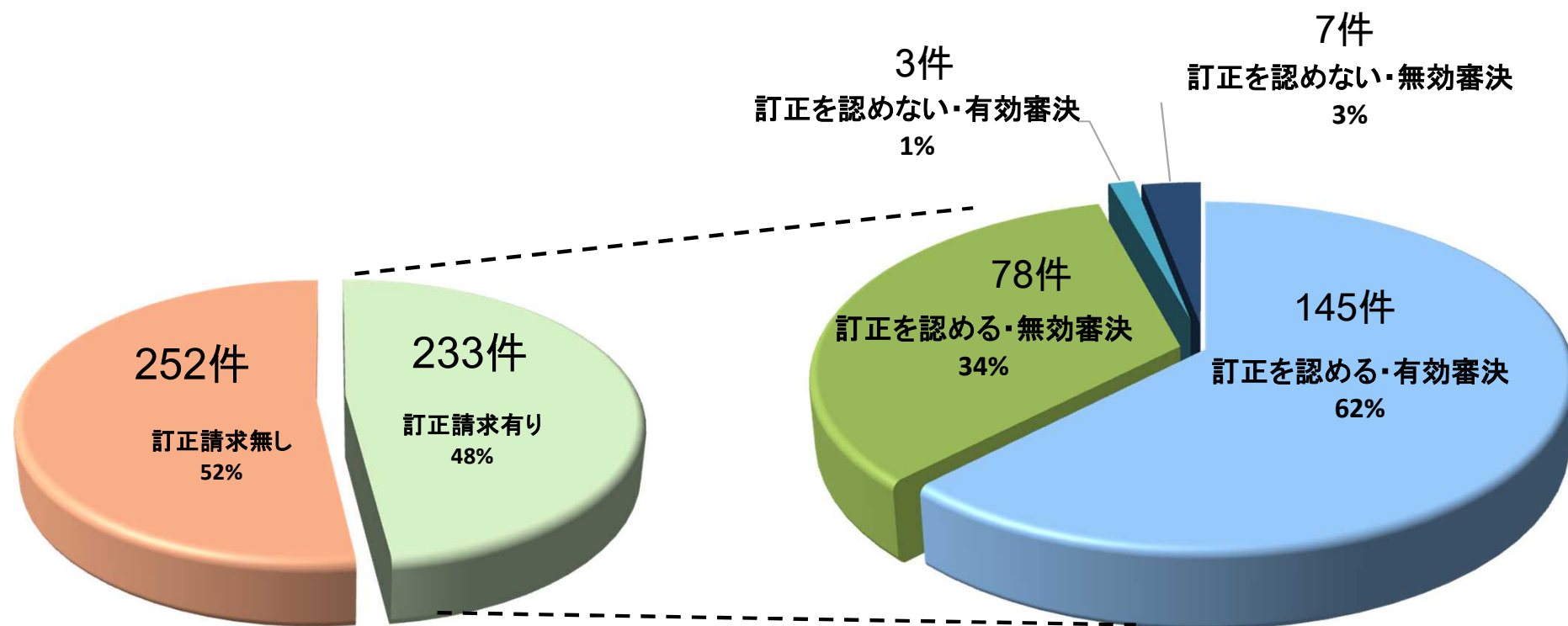
■ 権利有効性の争いなし	10	6	9	8	4	8	7	10	8	11	6
■ 無効審判のみ	8	1	1	3	3	2	2	0	5	1	0
■ 無効抗弁のみ	17	9	18	10	15	11	12	10	17	13	15
■ 無効抗弁+無効審判	28	24	22	16	15	15	17	20	26	26	16
総計	63	40	50	37	37	36	38	40	56	51	37

(注) 最高裁判所HPの裁判例情報において公開された判決からサンプル調査を実施(特許庁調べ)

無効審判における有効・無効審決の割合の推移



※無効割合＝請求成立(一部成立含む)／全処理件数(取下・放棄含む) (特許庁調べ)



2012年4月～2014年12月に請求された特許無効審判請求のうち、審決がされたもの485件を調査（審決却下や決定却下は対象外）

「訂正を認める」には訂正を一部認容した場合も含む

「訂正を認めない」は訂正を全部認めない場合を意味する

「無効審決」には一部無効の審決の場合も含む

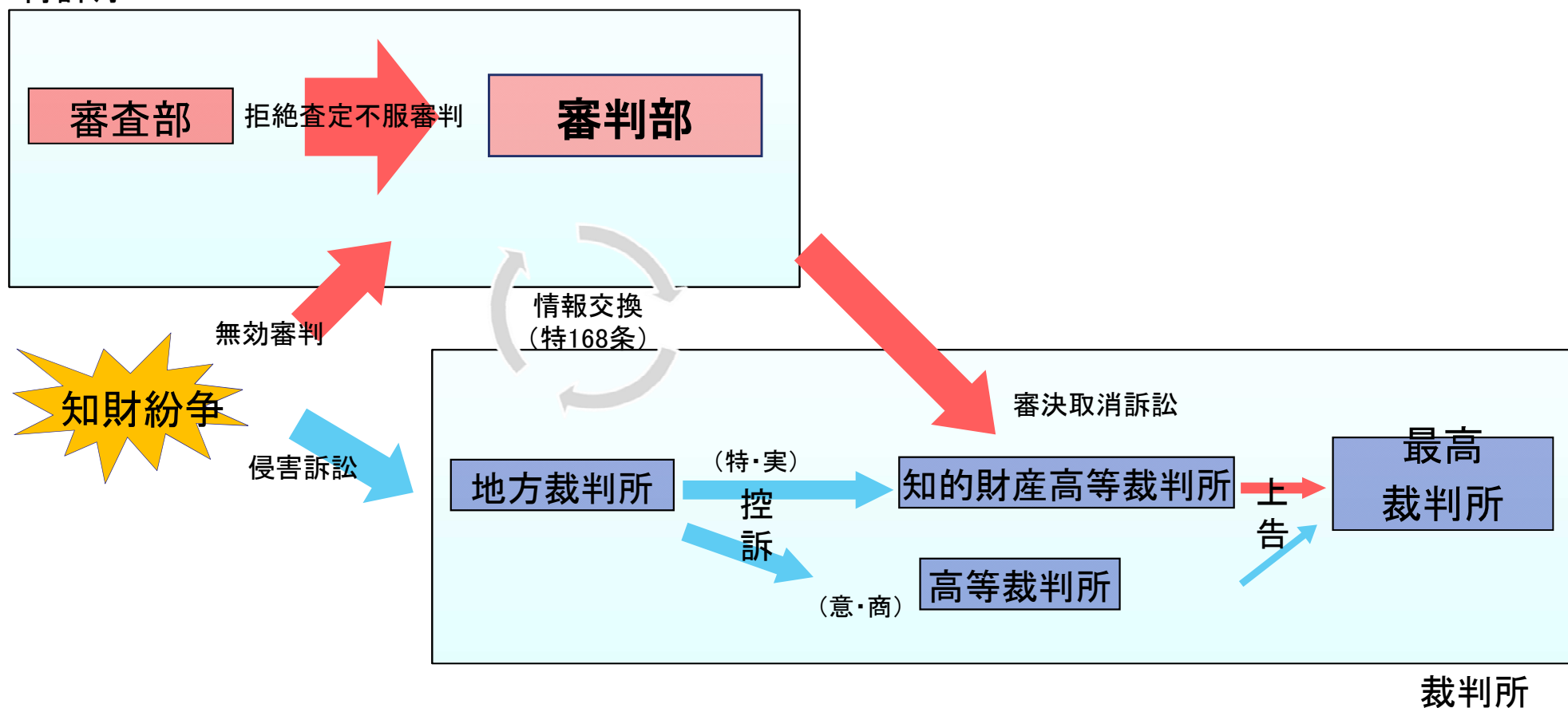
「有効審決」は全部有効の審決の場合を意味する

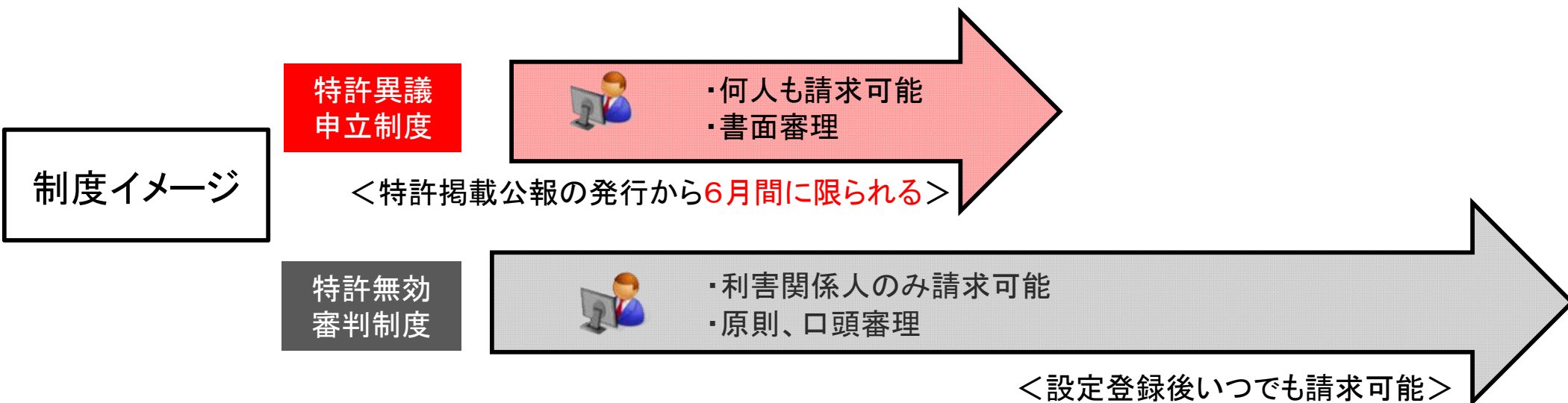
（特許庁調べ）

特許無効審判の役割

- 準司法的な役割
- 対世的な権利の有効／無効を早期に確定することで、紛争を迅速・安価に解決する
- ビジネスを戦略的に進める中で、紛争を未然に防ぐ

特許庁





メリット

- 申立期間が限られるため、早期の権利見直しが見込まれる。
 - 手続負担が軽いため、より広く意見を収集できる。
- ➡ 強く安定した権利の早期設定が可能となる。

【主な制度上の相違点】

	特許無効審判	特許異議の申立て
請求人適格	利害関係人	何人でも
時期的制限	登録後、いつでも請求が可能	特許掲載公報の発行から6か月間のみ申立が可能
審理方式	原則、口頭審理	全て書面審理

申立の状況

制度開始(2015年4月1日)からの申立件数(累計) 1578件 (権利単位、2016年12月28日時点)

・「審判実務者研究会」とは

- 審判実務上重要と考えられる審判決事例について、庁内外の実務者による研究を行い、その成果を広く公表するもの。（平成26年度以降の実施庁目標）
- 特許及び商標の分野別分科会を設置して研究を実施。
 - ・ 「特許共通」、「特許機械」、「特許化学」、「特許医薬・食品」、「特許電気」、「意匠」、「商標」の7つの分科会を設置。
 - ・ 「特許共通」は、手続違背等の分野横断的な事例を扱う分科会であり、平成27年度から新たに設置。
 - ・ 各分科会2～4事例、合計20事例の研究を実施。
- 研究メンバーは、日本知的財産協会、日本弁理士会、日本弁護士連合会からの実務者、及び、特許庁審判官。各分科会を5～7名で構成し、研究会全体で約50名が参加。
- 平成28年度より裁判官がオブザーバーとして参加。



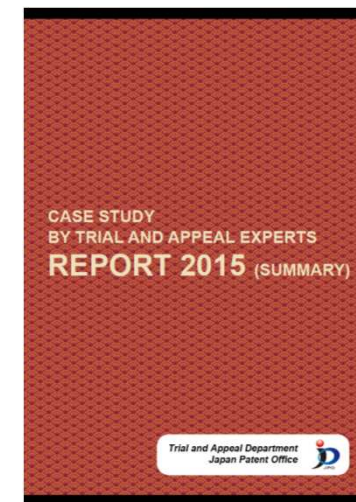
全体会合の様子

・ 審判実務者研究会の活動

- 平成28年度の審判実務者研究会第1回会合を、7月25日に開催。
- 年末にかけて、月1回のペースで分科会ごとに議論を行う。
- 2月に報告書を、3月に要約の英訳を公表。
- 春にクロージングミーティング(公開)を開催予定。
- 特許庁ホームページにおいて報告書(日・英)をダウンロード可能。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/sinposei_kentoukai.htm

(過去の報告書も同ページから参照可)



(参考)本研究会に関する経緯

平成18年度: 審判部における特許の進歩性判断基準について、「進歩性検討会」を開催。
平成20年度: 「特許性検討会」と名称を改め、明細書等の記載要件について検討対象に追加。
平成21年度: コンピュータ・ソフトウェア関連発明における発明の成立性について検討対象に追加。
平成22年度: 補正・訂正の要件及び分割要件について検討対象に追加。
平成23年度: 「審判実務者研究会」と名称を改め、対象を特許に加え意匠・商標事件、
当事者系審判実務にも拡大。
平成26年度: 審判部の実施庁目標として実施。

- 知財のエンフォースメント強化に向けた取組として、司法関係者をはじめとする関係機関と連携して、シンポジウムや模擬裁判等を通じた知財司法分野の国際交流に貢献している。

■ 知財司法分野における国際交流の事例

1. 日米欧知財関係者による国際シンポジウム@東京

日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットと共に、米・英・仏・独・日の知財関係者が参加する国際シンポジウムを開催。(2015年4月)



日米欧の知財裁判官による
パネルディスカッション



日米欧の知財裁判官及び弁護士による模擬裁判の実施

2. 日米知財司法シンポジウム@ワシントンD.C.

米国法曹関係者の知財分野に関する意見交換の場であるGiles S. Rich Innが主催する、日米知財司法シンポジウムに参加。(2016年5月)



日米知財司法シンポジウムの様子

3. 日米韓知財司法シンポジウム@ソウル

韓国特許庁が主催し、知的財産高等裁判所、韓国特許庁、韓国特許法院、米国特許商標庁が出席する、日米韓知財司法シンポジウムに参加。(2016年5月)



日米韓知財司法シンポジウムの様子



- 知財のエンフォースメント強化に向けた取組として、司法関係者をはじめとする関係機関と連携して、シンポジウムや模擬裁判等を通じた知財司法分野の国際交流に貢献している。

■ 知財司法分野における国際交流の事例

4. 日欧の訴訟における証拠収集に関する模擬裁判@パリ

欧州の特許弁護士団体EPLAW、日本弁護士連合会、及び弁護士知財ネットとともに、英・仏・独・日の知財関係者が参加する国際シンポジウムを開催。(2016年9月)



日欧の訴訟における証拠収集に関する模擬裁判の様子

5. 日欧知的財産司法シンポジウム2016@東京

独日法律家協会、日本弁護士連合会、弁護士知財ネット、日本弁理士会、日本知的財産協会、日本国際知的財産保護協会とともに、日欧の知財関係者が参加する国際シンポジウムを開催。(2016年11月)



日欧知的財産司法シンポジウム2016の様子

6. 日中韓特許庁シンポジウム@小田原

中国及び韓国の特許庁とともに、裁判官、学者、政府関係者、知財実務者等が参加する国際シンポジウムを開催。(2016年12月)



日中韓特許庁シンポジウムの様子

ご清聴ありがとうございました。